

認地第624号
平成26年3月4日

各居宅介護支援事業所管理者 様

熊本県健康福祉部長寿社会局
認知症対策・地域ケア推進課長
(公印省略)

介護支援専門員の資格の管理について（通知）

日頃より本県の介護保険行政の推進に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

さて、全国の都道府県において、介護支援専門員証の交付を受けていないもの（※介護支援専門員証の有効期間満了日が経過し更新を行っていないものを含む）が介護支援専門員として業務を行ったことによる登録消除（※介護保険法第69条の39第3項第3号に該当）が発生しております。このことは、事業所においても基準違反に該当し、介護報酬の返還等が生じる場合もあります。

つきましては、介護支援専門員のみならず管理者の皆様方におかれましても従業員の資格の管理について徹底してご協力をお願いいたします。

また、更新研修の受講時期や受講後に資格の更新を行っているかを介護支援専門員証の原本で確認していただき、有効期間満了日が経過した者が介護支援専門員の業務に従事することのないように資格の管理の徹底に努めてください。

<参考> 介護保険法（平成九年十二月十七日法律第百二十三号）一部抜粋
（登録の消除）

第六十九条の三十九 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録を消除しなければならない。

3 第六十九条の二第一項の登録を受けている者で介護支援専門員証の交付を受けていないものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録をしている都道府県知事は、当該登録を消除しなければならない。

一 第六十九条の二第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至った場合

二 不正の手段により第六十九条の二第一項の登録を受けた場合

三 介護支援専門員として業務を行った場合

熊本県健康福祉部長寿社会局
認知症対策・地域ケア推進課
地域ケア推進班 担当：矢津田、北之園、天野
電話番号：096-333-2211